

会議傍聴報告書

会 議： ISSB 会議（2023年4月）

日 時： 2023年5月12日（金曜日）

報 告 者： サステナビリティ基準委員会 専門研究員 江口智美、曾根由香里、吉村航平

ISSB 会議（2023年4月）傍聴報告

日時：2023年4月4日（火曜日）補足会議、2023年4月19日（水曜日）

スケジュール：別紙参照

2023年4月4日に、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の補足ボード会議が開催された。また、4月19日に ISSB ボード会議が開催された。それぞれの ISSB ボード会議では、次の項目が議論された。

1. 2023年4月4日

- IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下「S1基準」という。）の経過措置

2. 2023年4月19日

- SASB スタンダード¹の国際的な適用可能性
- アジェンダの優先度に関する ISSB の協議

¹ SASB スタンダードは、サステナビリティ会計基準審議会（SASB）が2018年に公表した、11セクター・77産業にわたる産業別のサステナビリティ開示基準である。SASBは、2021年6月に国際統合報告評議会（IIRC）と合併して価値報告財団（VRF）となり、その後、VRFは2022年8月にIFRS財団に統合された。現在、SASB スタンダードは、IFRS財団の著作物となっている。

【4月4日（火）】

S1 基準の経過措置

（背景）

ISSBは、2023年2月のISSBボード会議において、S1基準及びIFRS S2号「気候関連開示」（以下「S2基準」という。）についての書面投票に向けたプロセスを開始することを容認した。この会議以降、ISSBは、再審議期間中にISSBが行った暫定決定に基づきS1基準の起草を行ってきたが、一部の利害関係者から、特に2024年1月1日以降開始する年次報告期間において、企業がS1基準に従ってすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示することは困難であるとの見解が寄せられた。

（今回の会議における主な論点）

ISSBは、2023年4月4日に補足のISSBボード会議を行い、S1基準において提供される、さらなる経過措置について議論した。

（主な暫定決定事項）

ISSBは、企業がS1基準及びS2基準を適用する最初の年に、企業が（S2基準において定められている）気候関連のリスク及び機会に関してのみ報告することを容認するという、S1基準における経過措置を導入することを暫定的に決定した。

1. 当該経過措置は、初年度のみを救済措置であり、次年度以後は、気候関連以外のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関しても報告しなければならない。
2. 当該経過措置は、S2基準の適用又はS2基準における要求事項に影響を与えるものではない。
3. 当該経過措置は、S1基準の発効日（2024年1月1日以後開始する年次報告期間から発効）を変更するものではない。

また、ISSBは、企業がこの経過措置を用いた場合には、次のようになることを暫定的に決定した。

1. 当該経過措置を用いた旨を開示することが要求される。
2. 比較情報に関する開示については、適用初年度は要求されない点に変更はない。
 - (1) 気候関連財務情報に関しては、適用2年目から比較情報を開示することが要求される。

- (2) 気候関連財務情報以外の他のサステナビリティ関連財務情報について、適用初年度に経過措置を適用し、適用2年目から開示を行う場合は、適用3年目から比較情報を開示することが要求される。

（今後の予定）

ISSBは、書面投票プロセス（balloting process）を継続する予定であり、2023年第2四半期末に向けて2つのIFRSサステナビリティ開示基準を公表する見込みである。

【4月19日（水）】

SASBスタンダードの国際的な適用可能性

（背景）

2023年3月のISSBボード会議において、ISSBは、SASBスタンダードを維持、向上及び改善するプロセスについて議論し、SASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上するためのプロジェクトに伴う作業について議論した。また、2023年3月に開催されたIFRS財団のデュー・プロセス監督委員会において、今後公表予定の公開草案に、SASBスタンダードの国際的な適用可能性の改善に関する修正案を反映するためのSASBスタンダード・タクソノミの更新提案を含めることが承認された。

（今回の会議における主な論点）

ISSBは、公開草案「SASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論及びSASBスタンダード・タクソノミ・アップデート」を開発するために実施したデュー・プロセスのステップについて議論を行った。この会議において、ISSBスタッフから、当該公開草案において、SASBスタンダードの気候関連以外の指標の国際的な適用可能性を改善するための手続を提案することが説明された。

（主な決定事項）

ISSBは、以下のことを決定した。

1. 公開草案を承認する。
2. 公開草案に対するコメント期間を90日設ける。

ISSBは、ISSBが適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠したことに納得していることを確認した。

（今後の予定）

ISSBは、2023年5月に公開草案を公表する見込みである。公開草案についての利

害関係者からのフィードバックは、ISSB が SASB スタンダード及び対応する SASB スタンダード・タクソノミのアップデートに関する修正案をどのように進めるかについて情報をもたらすことが見込まれる。

アジェンダの優先度に関する協議

（背景）

2022年12月及び2023年3月のISSBボード会議において、ISSBは、情報要請（Request for Information）において、以下の4つの潜在的なプロジェクトに関する利害関係者のフィードバックを求めることを暫定的に決定した。

1. 以下の項目に関する潜在的なリサーチ・プロジェクト
 - (1) 生物多様性、生態系及び生態系サービス
 - (2) 人的資本
 - (3) 人権
2. 報告における統合（integration in reporting）

（今回の会議における主な論点）

ISSBは、ISSBのアジェンダの優先度に関する情報要請のドラフトを開発するために実施したデュー・プロセスのステップについて議論した。情報要請に回答する利害関係者からのフィードバックにより、ISSBの2年間の作業計画に情報がもたらされることになる。

（主な決定事項）

ISSBは、ISSBが適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠し、情報要請を公表するために十分な協議及び分析を実施したことに納得していることを確認した。

また、ISSBは、次のことを決定した。

1. 情報要請に対するコメント期間を120日設ける。
2. 情報要請を公開協議のために公表する。

（今後の予定）

ISSBは、2023年5月に情報要請を公表する見込みである。

以 上

別紙 スケジュール

4月4日（火）補足会議

時間（予定）	アジェンダ項目
16:00-17:30	IFRS S1号の経過措置（アジェンダ・ペーパー3） （予定 90分→110分）

4月19日（水）

時間（予定）	アジェンダ項目
11:00-12:00	アジェンダの優先度に関する ISSB の協議：デュー・プロセスのステップ及び情報要請を実施するための許可（アジェンダ・ペーパー2） （予定 60分→25分）
12:30-14:00	SASB スタンドアートの国際的な適用可能性：方法論に関する公開草案の承認（アジェンダ・ペーパー8A） （予定 90分→40分）

以 上